

# 第3編 武力攻撃事態等への対処

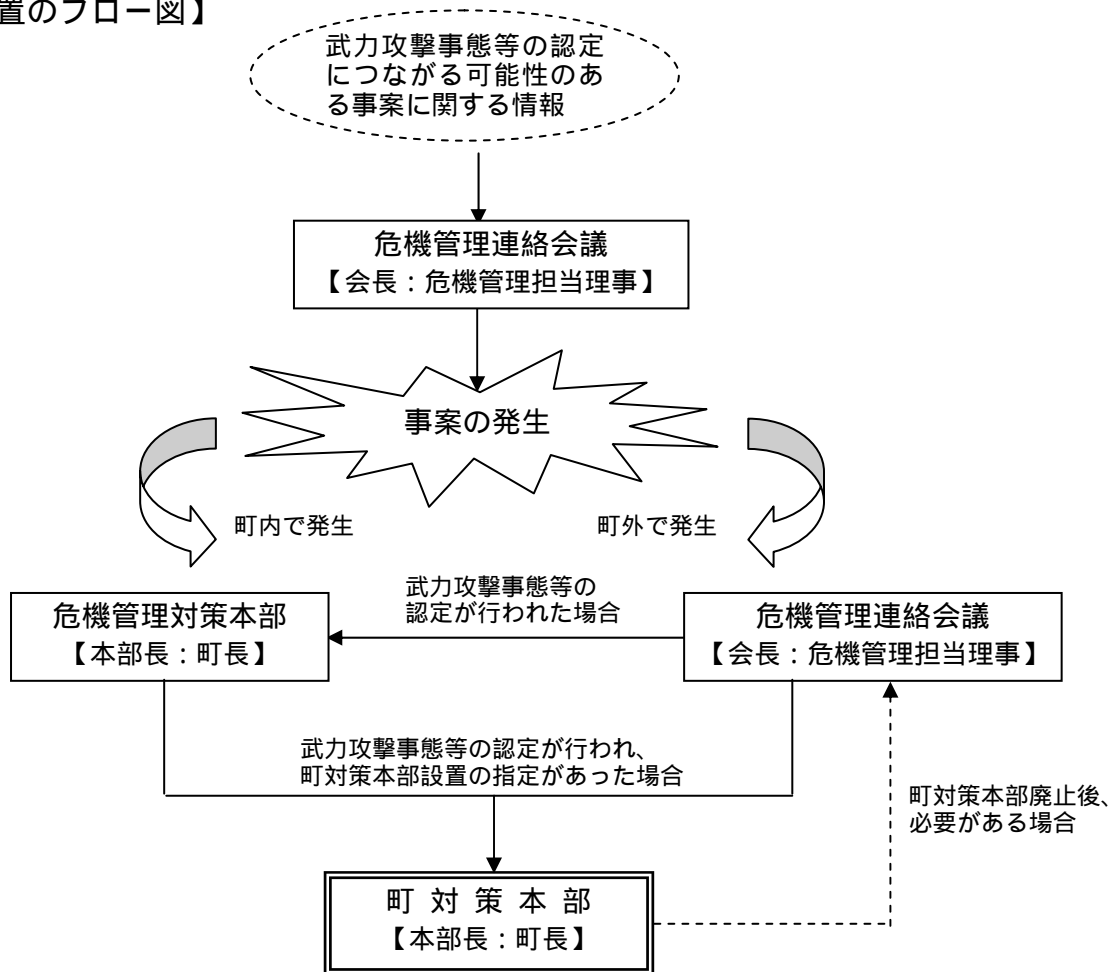
## 第1章 初動連絡体制の迅速な確立及び初動措置

多数の死傷者が発生したり、建造物が破壊される等の具体的な被害が発生した場合には、当初、その被害の原因が明らかではないことも多いと考えられ、町は、武力攻撃事態等や緊急対処事態の認定が行われる前の段階においても、町民の生命、身体及び財産の保護のために、現場において初動的な被害への対処が必要となる。

また、他の市町において攻撃が発生している場合や何らかの形で攻撃の兆候に関する情報が提供された場合においても、事案発生時に迅速に対応できるよう、即応体制を強化しておくことが必要となることも考えられる。

このため、かかる事態において初動体制を確立し、関係機関からの情報等を迅速に集約・分析して、その被害の態様に応じた応急活動を行っていくことの重要性にかんがみ、町の初動体制について、以下のとおり定める。

【組織設置のフロー図】



## 1 危機管理対策本部等の設置

町長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合においては、速やかに、県及び県警察に連絡を行うとともに、「危機管理対策本部」又は「危機管理連絡会議」を、それぞれ以下の基準により設置する。

なお、住民からの通報、県からの連絡その他の情報により、町職員が当該事案の発生を把握した場合は、直ちにその旨を町長及び幹部職員等に報告するとともに、通報を受けた場合の情報伝達の態勢を確立する。

### (1) 危機管理対策本部

#### 設置基準

ア 町内で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合

イ 政府による武力攻撃事態等の認定が行われたが、本町に町対策本部設置の指定がないとき

ウ その他、町長が必要であると認める場合（隣接市町などにおいてアの事案が発生した場合など）

#### 組織構成

ア 地域防災計画の災害対策本部組織に準じる。詳細は、資料編に記載する。

#### 対処の内容

ア 関係機関を通じて当該事案にかかる情報収集に努め、国、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行うとともに、当該本部を設置した旨について、県に連絡を行う。

イ 消防機関に対しては、通信を確保のうえ迅速な情報の収集及び提供を行う。

ウ 現場の消防機関による消防法に基づく火災警戒区域又は消防警戒区域の設定あるいは救助・救急の活動状況を踏まえ、必要により、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置を行う。

また、警察官職務執行法に基づき、警察官が行う避難指示、警戒区域の設定等が円滑になされるよう、緊密な連携を図る。

エ 事態認定後においては、必要に応じて、国民保護法に基づく退避の指示、警戒区域の設定等の措置を行うほか、対策本部を設置すべき町の指定の要請を行う。

オ 事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や他の市町に対し支援を要請する。

### (2) 危機管理連絡会議

#### 設置基準

ア 武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案に関する情報を入手した

場合で、情報の収集、警戒等について、全庁的な対応が必要であると認められるとき

イ 町の区域外で武力攻撃事態等の認定につながる可能性がある事案が発生した場合

ウ 町対策本部を廃止した場合で、引き続き全庁的な対応が必要であると認められるとき

エ その他、危機管理担当理事が必要であると認める場合  
組織構成

ア 地域防災計画の災害警戒本部組織に準じる。詳細は、資料編に記載する。  
対処の内容

情報の収集、警戒等について全庁的な対応を行うとともに、必要に応じて情報連絡体制の確認、職員の参集体制の確認、関係機関との通信・連絡体制の確認、生活関連等施設等の警戒状況の確認等を行う。

## 2 町対策本部との連携

### (1) 町対策本部設置前の調整

危機管理対策本部等を設置した後に、内閣総理大臣から町長に対し、町対策本部を設置すべき町の指定があったときは、直ちに町対策本部を設置して、新たな体制に移行するとともに、危機管理対策本部等を廃止する。

また、町対策本部の設置前に、関係機関より消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置等が講じられている場合には、既に講じられた措置に代えて、あらためて国民保護法に基づく所要の措置を講ずるなどの必要な調整を行う。

### (2) 町対策本部設置後の調整

内閣総理大臣から、町対策本部を設置すべき町の指定の解除にかかる通知を受けた場合は、町長は、遅滞なく町対策本部を廃止するが、引き続き、情報の収集、警戒等について、全庁的な対応が必要であると認められるときは、危機管理連絡会議に移行する。

## 第2章 町対策本部の設置等

町対策本部を迅速に設置するため、町対策本部を設置する場合の手順や町対策本部の組織、機能等について、以下のとおり定める。

### 1 町対策本部の設置

#### (1) 町対策本部の設置の手順

町対策本部を設置する場合については、次の手順により行う。

町対策本部を設置すべき町の指定の通知

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を通じて町対策本部を設置すべき町の指定の通知を受ける。

町長による町対策本部の設置

指定の通知を受けた町長は、直ちに町対策本部を設置する。事前に危機管理対策本部等を設置していた場合は、町対策本部に切り替える。

町対策本部員及び町対策本部職員の参集

町対策本部担当者は、町対策本部員及び町対策本部職員等に対し、町対策本部に参集するよう連絡する。

町対策本部の開設

町対策本部担当者は、役場第1庁舎2階会議室に町対策本部を開設するとともに、町対策本部に必要な各種通信システムの起動、資機材の配置等必要な準備を開始する。

その際、関係機関が相互に電話、FAX、電子メール等を用いることにより、通信手段の状態を確認するよう努める。

また、町長は、町対策本部を設置したときは、町議会に町対策本部を設置した旨を連絡する。

交代要員等の確保

町は、町対策本部の設置機関が長期に及ぶ場合においても、その機能が十分に確保されるよう、防災における体制を活用しつつ、町対策本部職員の配置、食料、燃料等の備蓄、自家発電設備及び仮眠設備の確保等に努める。

本部の代替機能の確保

町は、町対策本部が被災した場合等町対策本部を役場庁舎内に設置できない場合に備え、以下のとおり町対策本部の予備施設を定めておく。

#### 【予備施設】

次に掲げる順位で、町対策本部の予備施設を定める。なお、事態の状況等に応じて、町長の判断により下記の順位を変更することを妨げるものではない。

〔第1位順位〕 役場第2庁舎

〔第2位順位〕 被害の少ないコミュニティセンター

また、町区域外への避難が必要で、町の区域内に町対策本部を設置することができない場合には、知事と町対策本部の設置場所について協議を行う。

(2) 町対策本部を設置すべき町の指定の要請等

町長は、町が町対策本部を設置すべき町の指定が行われていない場合において、町における保護措置を総合的に推進するために必要があると認める場合には、知事を経由して内閣総理大臣に対し、町対策本部を設置すべき町の指定を行うよう要請する。

なお、町長は、町対策本部の設置の有無にかかわらず、保護措置を実施することができる。

(3) 町対策本部の組織構成及び機能

町対策本部の組織構成及び各班の機能は以下のとおりとする。詳細は、資料編に記載する。

組織構成

区 分	職 名
本部長	町長
副部長	副町長、教育長
本部員	加古川市消防長が指名する消防吏員、理事、担当部署の長、消防団長
参 与	町対策本部長は、必要があると認めるときは、対策本部の会議に参加として、町職員以外の者を出席させることができる。

各班の機能

班	武力攻撃事態等における業務
健康安全班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護に関する総合調整に関すること</li> <li>・ 町国民保護対策本部に関すること</li> <li>・ 避難実施要領の策定に関すること</li> <li>・ 廃棄物処理に関すること</li> <li>・ 特殊標章等の交付等に関すること</li> <li>・ 医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること</li> <li>・ 保健師・栄養士等保健関係者の応援に関すること</li> <li>・ 物資・資機材の調達についての連絡調整に関すること</li> <li>・ 消防団との連絡調整に関すること</li> <li>・ その他、各班に属さない武力攻撃事態等に関すること</li> </ul>
企 画 班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国民保護に関する広報・公聴に関すること</li> <li>・ 関係機関との連絡、報告、調整等に関すること</li> <li>・ 報道機関との連絡調整に関すること</li> <li>・ 県内自治体からの人的支援に関すること</li> <li>・ 警報の通知に関すること</li> <li>・ 外国人等への対応に関すること</li> <li>・ 自衛隊の派遣要請に関すること 等</li> </ul>

情報連絡班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町庁舎における警戒等の予防対策及び復旧に関すること</li> <li>・国民保護対策関係予算の編成、執行計画に関すること</li> <li>・車両の配置、調達に関すること</li> <li>・住民等に対する災害情報、対策実施情報の広報、伝達に関すること</li> <li>・職員及び家族の被害状況の把握と安否情報に関すること 等</li> </ul>
避難班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・避難誘導に関すること</li> <li>・避難所の設営及び運営に関すること</li> <li>・避難指示等の伝達に関すること 等</li> </ul>
会計班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・災害関係費支出の審査及び支払いに関すること 等</li> </ul>
援護物資班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安否情報の収集体制の整備に関すること</li> <li>・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること</li> <li>・避難施設の運営体制の整備に関すること</li> <li>・物資及び資材の備蓄等に関すること</li> <li>・福祉施設の警戒等の予防対策及び復旧に関すること</li> <li>・福祉施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・生活必需物資の流通確保に関すること</li> <li>・町営住宅等の被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・災害ボランティアに関すること</li> <li>・遺体の収容、埋葬に関すること 等</li> </ul>
食料班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・応急救助用食料の調達・供給に関すること</li> <li>・農地・農業用施設に関すること</li> <li>・商工業関係の被害状況調査に関すること 等</li> </ul>
輸送班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・要員、物資の輸送に関すること</li> <li>・資機材の配分、輸送に関すること</li> <li>・建設資機材等のあっせんに関すること 等</li> </ul>
機動班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路、橋梁その他土木施設の警戒等の予防対策及び緊急輸送道路の確保に関すること</li> <li>・応急仮設住宅の建設に関すること</li> <li>・漁港及び海岸等の被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・公園の保全に関すること 等</li> </ul>
下水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・下水道施設の警戒等の予防対策及び復旧に関すること 等</li> </ul>
水道班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲料水の供給、非常給水に関すること</li> <li>・医療用水の確保に関すること</li> <li>・水道施設等の被害状況調査及び応急対策に関すること 等</li> </ul>
教育総務班	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所管教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること</li> <li>・被害児童生徒・被害教職員の応急対策に関すること</li> <li>・被害児童生徒の学用品等の給付に関すること</li> <li>・避難所の設営及び管理運営の協力に関すること 等</li> </ul>

社会教育班	・社会教育施設の被害状況調査及び応急対策に関すること ・文化財の保護に関すること 等
消 防 班	・消防活動に関すること ・被害者の捜査、救出、保護等に関すること 等

各班等は、保護措置を的確かつ迅速に実施するため、平素からその準備のための業務を行うものとする。

#### (4) 町現地対策本部の設置

町長は、被災現地における保護措置の的確かつ迅速な実施並びに国、県等の対策本部との連絡及び調整等のため現地における対策が必要であると認めるときは、町対策本部の事務の一部を行うため、町現地対策本部を設置する。

町現地対策本部長や町現地対策本部員は、町対策副本部長、町対策本部員その他の職員のうちから町対策本部長が指名する者をもって充てる。

#### (5) 現地調整所の設置

町長は、武力攻撃による災害が発生した場合、避難誘導の実施などにおいて、現場における関係機関（県、消防機関、県警察、海上保安部等、自衛隊、医療機関等）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を設置し、（又は関係機関により現地調整所が設置されている場合は職員を派遣し、）関係機関との情報共有及び活動調整を行う。

#### 【現地調整所について】

現地調整所は、現場に到着した関係機関が原則として各々の付与された権限の範囲内において情報共有や活動調整を行い、現場における連携した対応を可能とするために設置するものである（例えば、典型的な場面として、避難実施要領に基づく避難誘導の実施に関して、関係機関による連携した活動が行われるように現地調整所で調整を行うことが考えられる。）。

現地調整所は、事態発生の際において現場の活動の便宜のために機動的に設置することから、あらかじめ決められた一定の施設や場所に置かれるのではなく、むしろ、現場の活動上の便宜から最も適した場所に、テント等を用いて設置することが一般である。

現地調整所においては、現場レベルにおける各機関の代表者が、定時又は随時に会合を開くことで、連携の強化を図ることが必要である。

現地調整所の設置により、町は、消防機関による消火活動及び救助・救急活動の実施及び退避の指示、警戒区域の設定等の権限行使を行う際に、その判断に資する情報収集を行うことにより、現場での関係機関全体の活動を踏まえた保護措置の実施や権限を行使することが可能となる。また、現地調整所における最新の情報について、各現場で活動する職員で共有させ、その活動上の安全の確保に生かすことが可能となる。

現地調整所については、必要と判断した場合には、町における保護措置を総合

的に推進する役割を担う町が積極的に設置することが必要であるが、他の対応に当たる機関が既に設置している場合には、町の職員を積極的に参画させることが必要である（このため、現場に先着した関係機関が先に設置することもあり得るが、その場合においても、町は、関係機関による連携が円滑に行われるよう、主体的に調整に当たることが必要である。）

#### (6) 町対策本部長の権限

町対策本部長は、その区域における保護措置を総合的に推進するため、各種の保護措置の実施に当たっては、次に掲げる権限を適切に行使して、保護措置の的確かつ迅速な実施を図る。

##### 町の区域内の保護措置に関する総合調整

町対策本部長は、町の区域に係る保護措置を的確かつ迅速に実施するため必要があると認めるときは、当該町が実施する保護措置に関する総合調整を行う。

##### 県対策本部長に対する総合調整の要請

町対策本部長は、県対策本部長に対して、県並びに指定公共機関等が実施する保護措置に関して所要の総合調整を行うよう要請する。また、町対策本部長は、県対策本部長に対して、国の対策本部長が指定行政機関及び指定公共機関等が実施する保護措置に関する総合調整を行うよう要請することを求める。

この場合において、町対策本部長は、総合調整を要請する理由、総合調整に係る機関等、要請の趣旨を明らかにする。

##### 情報の提供の求め

町対策本部長は、県対策本部長に対し、町の区域に係る保護措置の実施に関し総合調整を行うため必要があると認めるときは、必要な情報の提供を求める。

##### 保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め

町対策本部長は、総合調整を行うに際して、当該総合調整の関係機関に対し、町の区域に係る保護措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求める。

##### 町教育委員会に対する措置の実施の求め

町対策本部長は、町教育委員会に対し、町の区域に係る保護措置を実施するため必要な限度において、必要な措置を講ずるよう求める。

この場合において、町対策本部長は、措置の実施を要請する理由、要請する措置の内容等、当該求めの趣旨を明らかにして行う。

#### (7) 町対策本部の廃止

町長は、内閣総理大臣から、総務大臣（消防庁）及び知事を経由して町対策本部を設置すべき町の指定の解除の通知を受けたときは、遅滞なく、町対策本部を廃止する。

## 2 動員の実施

町は、事態の状況に応じて適切な措置を講ずるため、下記の体制を整備するとと

もに、その参集基準を定める。

その際、町長の行う判断を常時補佐できる体制の整備に努める。

(1) 配備指令の発令及び伝達

本部長は、武力攻撃事態等の状況に応じて、配備指令を発令する。

勤務時間内に発令する場合は庁内放送により、出先機関及び関係者に対して電話により行う。

勤務時間外で緊急に職員を招集する場合は、電話等最も速やかに伝達できる方法により行う。

各グループを統括する者は、配備指令に基づき、職員を動員したときは、その人数を直ちに本部長に報告する。

(2) 配備の基準

職員の配備基準は、次のとおりとする。

配備体制	事態の状況	配備内容
第1号配備	町外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、保護措置の実施等に備える必要があるとき 武力攻撃予測事態の認定が行われたとき	各グループ等の所要人員を配置し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	町内で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、全部局での対応が必要なとき 町外で発生した事案が武力攻撃事態に認定され、本町に避難住民を受け入れる必要があるなど、全部局での対応が必要なとき 武力攻撃予測事態の認定が行われ、町内に武力攻撃災害が発生するおそれがあるなど、全部局での対応が必要なとき	各グループ等の配備人員を増強し、武力攻撃事態等への対処措置ができる体制
第3号配備	町内で武力攻撃災害による相当規模の被害が発生するなど、全庁を上げての対応が必要なとき	全員職員を配備し、武力攻撃事態等へ万全を期して当たる体制

(3) 武力攻撃事態等における職員の行動

職員は、あらかじめ定められた配備体制及び担当事務を認識し、武力攻撃事態等が発生するおそれがあるとき、又は武力攻撃事態等の発生を察知したときは、配備指令がない場合であっても、情報等の収集に積極的に努め、速やかに対処措置を行うものとする。

配備指令を受けた職員は、速やかに参集し、所属長の指揮に従わなければならない。

平時の通勤手段が途絶した場合は、徒歩、自転車、バイク等を利用する。原則として車両は使わない。

交通の途絶や、職員自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、直ちに可能な伝達手段によりその旨を所属長に連絡する。

#### (4) 職員の配備体制

町対策本部設置時における配備人員は、概ね、配備基準により、配置内容に要する人員を定めた、配備体制別人員表のとおりとする。

配備体制別人員表は、資料編に記載する。

### 3 通信の確保

#### (1) 情報通信手段の確保

町は、携帯電話、移動系町防災行政無線等の移動系通信回線若しくは、インターネット、L G W A N（総合行政ネットワーク）、同報系無線、地域防災無線等の固定系通信回線の利用又は臨時回線の設定等により、町対策本部と町現地対策本部、現地調整所、要避難地域、避難先地域等との間で保護措置の実施に必要な情報通信手段を確保する。

#### (2) 情報通信手段の機能確認

町は、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた情報通信施設の応急復旧作業を行うこととし、そのための要員を直ちに現場に配置する。また、直ちに総務省にその状況を連絡する。

#### (3) 通信ふくそうにより生じる混信等の対策

町は、武力攻撃事態等における通信ふくそうにより生ずる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の指揮要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど通信を確保するための措置を講ずるよう努める。

#### (4) 情報通信機器等の活用

町は、武力攻撃事態等において、災害報告、支援要請等の連絡及び関係機関相互の情報共有を図るため、フェニックス防災システムを活用する。

また、被災、ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワークを使用して関係機関との通信を確保する。